

岡崎市会計年度任用職員採用選考募集案内

岡崎市こども発達センターで従事するパートタイム会計年度任用職員（心理療法士）の選考を次のとおり実施します。

1 募集する職

職の名称	パートタイム会計年度任用職員（心理療法士）
職務内容	・ 発達検査（新版K式発達検査等）の実施 ・ 対象児の行動観察 ・ 対象児及び保護者への相談業務
募集人数	1名程度
応募要件	次の条件を満たしている人 ・ 臨床心理士又は公認心理師の資格を有する人 ・ パソコン（Word, Excel）の操作ができる人

※ 地方公務員法第 16 条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人又は「2 任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人は、応募できません。ただし、次のいずれかに該当する人は応募できます。

- ・ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人で、「2 任期」に掲げる任期までに任期が満了する予定のもの
- ・ 任用されている又は任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて 1 日当たり 7 時間 45 分未満かつ週当たり 38 時間 45 分未満の人

2 任期

令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

（任用の日から原則 1 月の間は条件付採用期間となります。）

※ 任用の日が令和 7 年 9 月 2 日以降の場合は、任用の日から令和 8 年 3 月 31 日までが任期となります。

※ 任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのとおり

3 勤務場所等

- (1) 勤務場所 岡崎市こども発達センター
- (2) 受動喫煙防止措置 敷地内禁煙

4 採用区分

区分	勤務時間
ロングパート	原則、1日6.75時間の週5日
ショートパートA	原則、1日7.75時間以内かつ週5日以内で週19.25時間以内
ショートパートB	原則、1日7.75時間以内かつ週5日以内で週20時間以上29時間以内

- ※ 休憩時間は除きます。
- ※ ショートパートAは、社会保険や雇用保険の被保険者とならない者として区分したものです。
- ※ ショートパートBは、社会保険の被保険者となります。また、雇用保険の被保険者となります。

5 勤務時間等

(1) 始業、終業の時刻

午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で、「4 採用区分」の区分ごとに掲げる勤務時間に休憩時間を加えた時間数を割り振り、始業、終業の時刻を定めます。

(2) 休憩時間

原則、1日あたり1時間の休憩時間を、所定の勤務時間の途中に置きます。

(3) 週休日

毎週日曜日及び月曜日から土曜日までの間で所属長が指定する1日

(4) 所定時間外勤務 有

※ ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、公務の運営に著しい支障が生ずると任命権者が認めるときに限ります。

6 給与等

(1) 給与

ア 報酬（令和7年8月1日時点）

区分	報酬額
ロングパート	223,762 円（月額）
ショートパート	1,578 円（時間額）

イ 期末手当

週の所定勤務時間が15時間30分以上の場合は有

※ ただし、任期が6月未満の場合は無

ウ 勤勉手当

週の所定勤務時間が15時間30分以上の場合は有

※ ただし、任期が6月未満の場合は無

(2) 費用弁償

通勤距離が片道2キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償を支給

※ その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

7 加入保険等

(1) 雇用保険

原則として、ショートパートAを除いて加入します。

(2) 健康保険（共済組合）及び厚生年金

原則として、ショートパートAを除いて加入します。

※ 共済組合（愛知県都市職員共済組合）へ加入する場合、岡崎市職員の福利厚生に関する条例に基づき、岡崎市職員互助会にも併せて加入することとなります。

(3) 災害補償

労働者災害補償保険法に基づく補償の適用あり

8 応募方法

次の書類を作成し、「10 問合せ先」へ持参又は郵送で提出してください。

(1) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書

(2) 岡崎市会計年度任用職員採用選考用作文用紙

(3) 臨床心理士又は公認心理師の資格が確認できる書類の写し

※ 提出書類は一切お返しできません。

※ 持参する場合は、土曜日及び日曜日、祝日法による休日を除く、午

前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受け付けます。

- ※ 随時選考のため、合格者が募集人数に達し次第、受付を終了します（別途募集しているパートタイム会計年度任用職員（心理療法士補助）の採用選考において合格者が募集人数に達した場合も、同様に受付を終了します。）。

9 選考方法及び選考結果

(1) 選考方法

面接及び提出いただいた書類により選考します。面接実施日等の詳細は後日担当者から電話または文書にて連絡します。

(2) 選考結果

選考結果は、合格・不合格を問わず本人宛に通知します。

10 問合せ先

〒444-0011 岡崎市欠町字清水田 6 番地 4

岡崎市こども発達センター 3 階 こども発達相談センター総務係

電話：(0564) 23-7534（直通）

F A X：(0564) 23-7538

e-mail：hattatsu@city.okazaki.lg.jp

- ※ 地方公務員法上の服務に関する規定及び懲戒処分等の規定の適用があります。

- ※ 勤務条件等は、採用されるまでの給与関係及び勤務時間関係の条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。